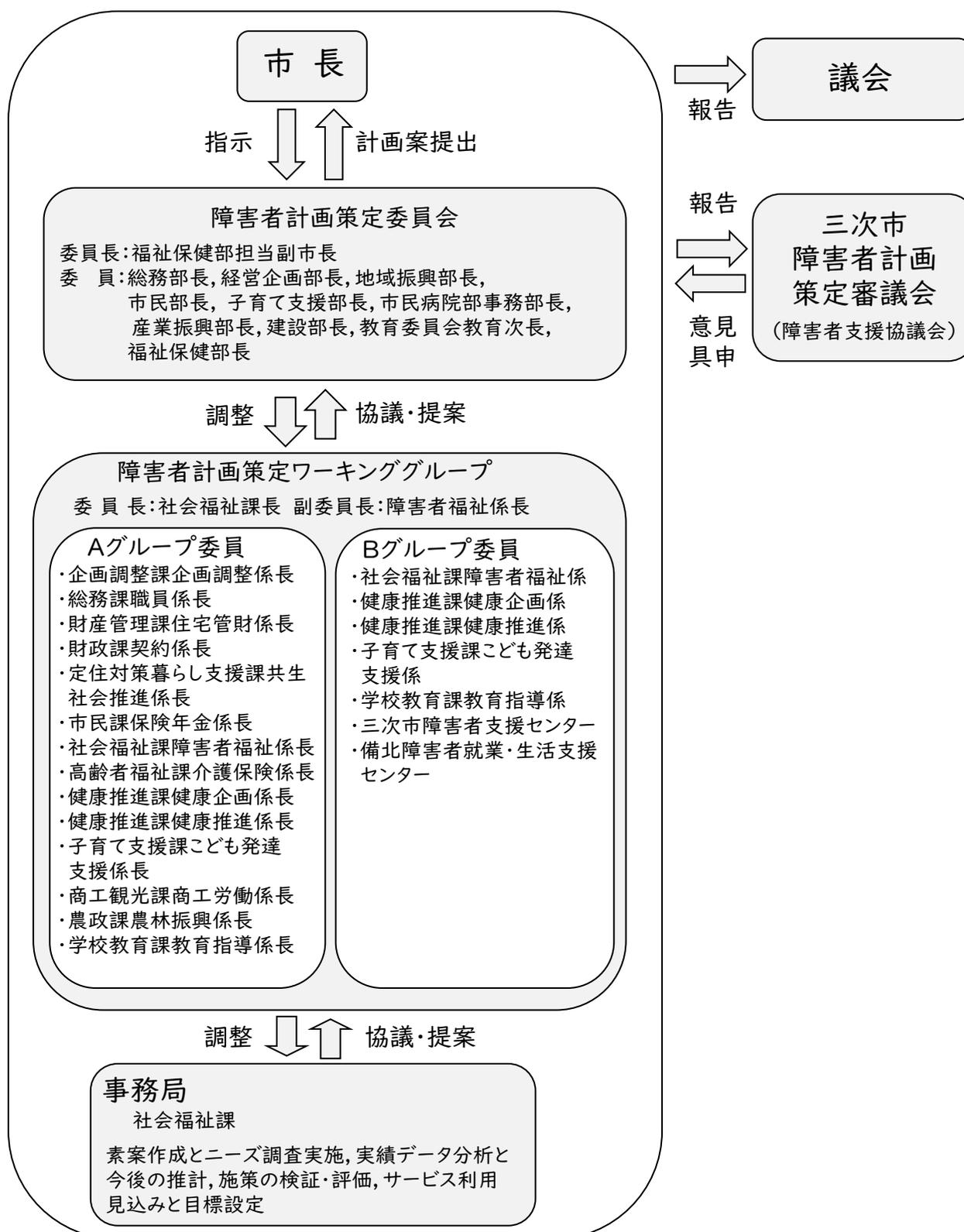


資料編

I 策定経過

開催日等		会議名等	協議内容等	
令和2年	6月	成年後見制度利用支援等に関するアンケート調査		
	7月			
		20日	第1回計画策定委員会	アンケート調査票(案)について
		30日	第1回計画策定審議会	アンケート調査票(案)について
	9月	障害のある人向けアンケート調査 市民向けアンケート調査		
		障害福祉サービス等事業者調査		
	11月	11日	第2回計画策定委員会	アンケート調査の結果について 計画の骨子(案)について
		16日	第2回計画策定審議会	アンケート調査の結果について 計画の骨子(案)について
	12月	11日	第1回計画策定ワーキンググループ会議	「三次市障害者計画」(素案)について
		22日	第3回計画策定委員会	「三次市障害者計画」(素案)について
令和3年	1月	8日	第3回計画策定審議会	「三次市障害者計画」(案)について
	1月～2月		パブリック・コメント	「三次市障害者計画」(案)の意見公募
	2月	8日	第4回計画策定委員会	「三次市障害者計画」(案)について
		15日	第4回計画策定審議会	「三次市障害者計画」(案)について

2 策定体制



3 三次市障害者計画策定審議会設置要綱

平成29年6月19日告示第194号

三次市障害者計画策定審議会設置要綱

(設置)

第1条 市は、障害者福祉計画(障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者のための施策に係る基本的な計画をいう。)、障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画をいう。)及び障害児福祉計画(児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画をいう。)(以下「障害者計画」と総称する。)を策定するに当たり、各関係者の専門的見地からの意見、助言、指導等を得て障害者計画を策定するため、三次市障害者計画策定審議会(以下「策定審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定審議会は、障害者計画の策定に関し必要な提言を行う。

(組織)

第3条 策定審議会は、委員18人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域ケアに関する学識経験者又は有識者
- (2) 障害支援区分認定審査会の代表者
- (3) 保健福祉の関係者
- (4) 就労対策の関係者
- (5) 障害者及びその家族の代表者
- (6) ボランティア団体の代表者
- (7) 関係行政機関の代表者
- (8) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、当該計画を策定するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定審議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定審議会の会議は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 策定審議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年6月19日から施行する。

(最初の会議)

2 この告示の施行の日以後、最初に開催される策定審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

4 三次市障害者計画策定審議会名簿

	氏名	所属	区分
1	有田 雅俊	三次市民生委員児童委員協議会長	保健福祉の関係者
2	佐々木 康史	三次病院長	障害支援区分認定 審査会の代表者
3	武村 精一	社会福祉法人ともえ会子鹿医療療育センター 相談員	地域ケアに関する学識 経験者及び有識者
4	鹿本 武治	社会福祉法人三次市社会福祉協議会 地域福祉課長	保健福祉の関係者
5	青木 伸子	障害支援区分認定審査会委員	保健福祉の関係者
6	寺田 朱美	社会福祉法人あらくさ 理事長	保健福祉の関係者
7	山本 常雄	三次公共職業安定所長	就労対策の関係者
8	梶原 勇人	社会福祉法人備北福祉会 総務部長	保健福祉の関係者
9	大野 英明	広島県立庄原特別支援学校長	保健福祉の関係者
10	添田 龍彦	三次市身体障害者連合会長	障害者及びその家族 の代表者
11	新元 史子	ままっ子クラブ 代表	障害者及びその家族 の代表者
12	麓 知子	ボランティアグループみよし 代表	ボランティア団体の 代表者
13	森末 博雄	備北障害者就業・生活支援センター長	就労対策の関係者
14	梅田 恵志	障害者支援ネットワーク連絡会議 相談支援部会 幹事長 指定特定相談支援事業所ココみよし 管理者	保健福祉の関係者
15	須田 規子	障害者支援ネットワーク連絡会議 地域生活支援部会 幹事長 ヘルパーステーションルンビニ 管理者	保健福祉の関係者
16	歌房 哲也	障害者支援ネットワーク連絡会議 就労支援部会 幹事長 社会福祉法人あらくさ 管理者	保健福祉の関係者
17	水越 ひろ子	障害者支援ネットワーク連絡会議 療育・発達支援部会 幹事長 キッズさぼーと YUI 児童発達支援管理責任者	保健福祉の関係者
18	坂田 千晶	障害者支援ネットワーク連絡会議 差別解消支援部会 幹事長 三次市地域振興部定住対策・暮らし支援課長	関係行政機関の 代表者

5 三次市障害者計画策定委員会設置要綱

平成29年6月19日告示第193号

改正

平成31年3月29日告示第75号

令和2年3月16日告示第32号

令和2年7月16日告示第170号

三次市障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、障害者福祉計画(障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者のための施策に係る基本的な計画をいう。)、障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画をいう。)及び障害児福祉計画(児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画をいう。)(以下「障害者計画」と総称する。)を策定するに当たり、市行政内部の連携を図るため、三次市障害者計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、障害者計画の策定に関して調査審議する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員で組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議等)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に議題に関係する職員等を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(策定ワーキンググループ)

第5条 第2条に規定する事務を効率的に進めるため、策定委員会の下に三次市障害者計画策定ワーキンググループ(以下「策定ワーキンググループ」という。)を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

2 策定ワーキンググループは、リーダーを社会福祉課長、サブリーダーを社会福祉課障害者福祉係長が担う。

3 委員長は、必要があると認めるときは、策定ワーキンググループ以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会及び策定ワーキンググループの庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年6月19日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第75号)

(施行期日)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。(後略)

附 則(令和2年3月16日告示第32号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。(後略)

附 則(令和2年7月16日告示第170号)

この告示は、令和2年7月17日から施行する。

別表第1(第3条関係)

三次市障害者計画策定委員会委員

委員長	福祉保健部担当副市長
委員	総務部長
	経営企画部長
	地域振興部長
	市民部長
	子育て支援部長
	市民病院部事務部長
	産業振興部長
	建設部長
	教育委員会教育次長
	福祉保健部長

別表第2(第5条関係)

三次市障害者計画策定ワーキンググループ

リーダー	社会福祉課長
サブリーダー	社会福祉課障害者福祉係長
Aグループ	企画調整課企画調整係長
	総務課職員係長
	財産管理課住宅管財係長
	財政課契約係長
	定住対策・暮らし支援課共生社会推進係長
	市民課保険年金係長
	社会福祉課障害者福祉係長
	高齢者福祉課介護保険係長
	健康推進課健康企画係長
	健康推進課健康推進係長
	子育て支援課子ども発達支援係長
	商工観光課商工労働係長
	農政課農林振興係長
	学校教育課教育指導係長
Bグループ	社会福祉課障害者福祉係
	健康推進課健康企画係
	健康推進課健康推進係
	子育て支援課子ども発達支援係
	学校教育課教育指導係
	三次市障害者支援センター
	備北障害者就業・生活支援センター

6 用語集

あいさポーター

障害のある人が、困っているときなどに『ちょっとした手助け』を実践する意欲のある人で、あいさポーター研修を修了した人、またはテキスト「障害を知り、共に生きる」を読んだ人（特別な技術の習得は不要）のことをいいます。

あいサポート運動

皆さんに、障害の内容・特性、障害のある人が困っていること、配慮の仕方やちょっとした手助けの方法などを知っていただき、実践していただく運動のことをいいます。

意思疎通支援

障害のある人とない人の意思疎通を支援する様々な手段を、概念的に幅広く解釈できるよう、障害者総合支援法において定義された言葉のことをいいます。

音声コード(SPコード)

印刷物上の切手大の二次元コードで、デジタル化された文字情報がコード内に含まれ、活字文書読み上げ装置に音声コードを読み取らせることで音声を出力することができます。

かけはし

一人でものごとを決めることが不安な人に対し、日々の暮らしに必要な福祉サービスの利用手続きやお金の管理のお手伝いをして、安心して暮らせるよう支援を行う、三次市社会福祉協議会が実施する事業のことをいいます。

学校支援員

通常の学級に在籍し、学習障害(LD)、高機能自閉症等により、生活及び学習上の困難を有する児童生徒に対し、学習活動における指導の援助及び学校生活を送るうえでの援助や、いじめ、不登校、暴力行為、授業妨害など課題のある児童生徒が在籍する学級に対する支援、放課後や長期休業中の学習支援等を行います。

ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことをいいます。自殺対策におけるゲートキーパーは、心理社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人や、自殺の危険を抱えた人に気づき適切にかかわる役割を担います。

こども応援センター

学校教育や青少年指導上の諸問題に関する相談指導業務を行う三次市教育委員会に設置されたセンターで、教育相談員による就学や不登校等に関する相談・指導業務などを行います。

こども発達支援センター

心身の発達に遅れのある児童または、そのおそれのある児童を対象に、相談や指導等行うとともに、保護者も一緒に通園することにより、障害の正しい理解と受容を促し、家庭生活においても適切な療育が行われるよう支援を行う三次市の施設のことをいいます。

サービス等利用計画

障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について、指定特定相談支援事業者が検討・作成する計画のことをいいます。

サポートファイル

障害のある人や支援の必要な人が、生涯にわたり安心して安全な生活を送ること、教育をはじめとした一貫性のある支援を受けられることを願って作成された、健康や育ち、暮らし、特性等を記録するファイルのことをいいます。本人等から支援機関に提示することにより適切なサービス提供や支援に役立てることがができます。

指定相談支援事業所

市の指定を受けた、障害者総合支援法で定められた相談支援事業（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）を実施する事業所のことをいいます。

社会福祉士

「ソーシャルワーカー」と呼ばれる福祉専門職。身体的・精神的障害または環境上の理由で日常生活を営むことに支障がある者に対し、福祉に関する相談、助言、指導その他の援助を行います。

障害児介助指導員

市内小中学校の特別支援学級等において、特に介助を必要とする児童生徒に対して、移動、排泄、食事、衣服の着脱などの身辺自立のための介助や、学習指導に伴う介助、安全確保に関する介助等を行います。

障害者基本法

障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律で、法律の対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義しています。

国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障害者に関わる施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」をめざすことを目的としています。

障害者虐待防止法

障害者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律で、正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。

障害者雇用促進法

障害者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障害者を雇用するように義務づけるなど、障害者の職業の安定を図るために様々な規定を設けています。正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」といいます。

障害者差別解消法

障害者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律で、正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。

障害者総合支援法

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことを目的とした法律で、障害や難病のある人個々のニーズに応じてさまざまな福祉サービスを利用できる仕組みを定めており、正式名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といいます。

心理士

民間資格の臨床心理士、国家資格の公認心理士の資格を持った専門職。心の問題を抱えている人およびその周囲の人に対して、解決できるための相談、助言、援助を行います。

精神保健福祉士

「精神科ソーシャルワーカー（PSW）」と呼ばれる福祉専門職。精神病院等において医療を受けている、または精神障害により施設を利用している人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行います。

成年後見制度

判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理したりして本人の保護を図る制度のことをいいます。

相談支援専門員

一定の実務経験と研修の修了を要件とした福祉職。障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成します。

ソーシャルクラブ

全ての障害のある人を対象とし、グループ活動をとおした社会参加のきっかけづくりや、個々の社会生活力の向上のために開催しています。

高次脳機能障害

交通事故や転倒などにより脳の一部が損傷を受けることで記憶・意思・感情など高度な脳の機能に障害が表れることをいいます。

高齢者等見守り隊事業

日常生活において見守りが必要な高齢者等の居宅を民生委員等の高齢者等見守り隊が訪問し、安否の確認や相談活動を行うことにより、一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう支援することを目的とした事業のことをいいます。

ハートフルサロン

精神障害者やひきこもり、障害者手帳や医療機関受診につながっていない人を対象とし、創作活動を中心として活動しています。

ピアカウンセラー

同じ経験をもつ「仲間」（ピア）として、相談に応じる障害者を、ピアカウンセラーと呼ぶ。話を聞く、またはアドバイスをすることのみではなく、自分の状況を考え、自己決定ができるよう、励ますことを目的に行われるカウンセリングを行います。

備北障害者就業・生活支援センター

障害者の就労支援のために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う施設で、国・県から委託を受けて一般社団法人備北地域生活支援協会が運営しています。

広島県の福祉のまちづくり条例

広島県が制定した、真に豊かな福祉社会の実現をめざし、すべての県民が、自らの意思で自由に行動し社会参加できる、だれもが住みよいまちをみんなであつくりあげるための条例のことをいいます。不特定多数の人が利用する建物、道路、公園などについて、スロープや手すりを設けることなどを定めて、すべての県民が安全で快適に生活できるまちづくりを進めることとされています。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できることを目指した建築(設備)・製品・情報などの設計(デザイン)のことをいいます。

要約筆記

聴覚障害者への意思疎通支援の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいいます。第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などが主な対象となります。

三次市権利擁護ネットワーク

住民、医療、福祉、介護、司法及び公的機関等で構成され、成年後見、虐待防止・対応等の権利擁護を多様な機関が連携して支援に関わることでできる体制のことをいいます。

三次市障害者支援センター

本市における障害者支援の中核機関であり、総合相談支援、専門部会の事務局、社会資源の活用、障害のある人の社会参加支援、障害者団体や家族会への支援等の多岐にわたる役割を担っています。

センターには、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等の専門職を配置しています。

三次市障害者支援協議会

障害者福祉に関する多種多様な問題に対し、障害者、障害者団体、サービス提供事業者、ボランティア団体、医療・保健・福祉・教育・就労関係等の地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行っています。協議会とネットワーク連絡会議から構成されています。

三次市障害者支援ネットワーク連絡会議(専門部会)

三次市障害者支援協議会の下部組織として、「相談支援部会」、「地域生活支援部会」、「就労支援部会」、「療育・発達支援部会」、「差別解消支援部会」の5つの部会があります。各部会における関係機関の代表者により構成され、具体的な取組の検討と実施、情報収集と課題の検討などを進めています。